

木造住宅の品質管理基準及び適合認定書

申 込 日 平 成 年 月 日

申込受付番号							
--------	--	--	--	--	--	--	--

財団法人 住宅保証機構
理事長 羽生 洋治 殿

(所在地) 〒162-0843

東京都新宿区市ヶ谷田町2丁目26番地

(団体名称) 社団法人 東京建設職能組合連合会

(代表者) 会長 渡 辺 喜 重

(点検者氏名)

(建設業者)

(代表者名)

(届出番号)

本基準及び適合認定書は、(財)住宅保証機構の保険契約の申込みを行う住宅の、設計施工基準を定めた品質管理基準に適合し、設計図書の点検を行い、また、(財)住宅保証機構並びに下記、団体独自の設計施工基準に適合することを認定する。

1. 基礎

地面から基礎の上端までの高さを40cm以上とする

2. 土台

ひのき、ヒバ等(防虫土台・注入処理材の土台を含む)を用いること

3. 小屋裏換気措置

独立した小屋裏ごと換気上有効な位置に2箇所以上換気口を設け、天井面積に対する有効換気面積を1/300以上(妻壁換気の場合)等とする

4. 床下換気・防湿措置

- ・外壁の床下部分には、壁の長さ4m以下ごとに有効面積300cm²以上の換気口を設ける
- ・床下には、厚さ6cm以上のコンクリート打設又は防湿フィルムを施工する

5. 防蟻措置

基礎の内周部の地盤に1m以内の防蟻措置を施す

6. 外壁の軸組み等

- ・外壁の軸組み、枠組みその他これらに類する部分のうち、地面からの高さ1m以内の部分に次のいずれかに適合していること
 - ア 外壁が通気構造等であること
 - イ 外壁の軸組の軸組等に防蟻処理を行うこと
 - ウ 軸組み等にその小径が12cm以上のものが用いられていること
 - エ 構造用製材規格等に規定する耐久性区分D1の樹種に区分される製材等を用い

られていること

7. 浴室等の防水措置

浴室及び脱衣室の軸組等、床組、並びに浴室の天井には、耐久性のある下地の使用、浴室ユニットを採用、防蟻措置のいずれかの防水措置を施す。

8. (社) 東京建設職能組合連合会が定める事故抑制基準 (別紙2) に全て遵守していること